(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については、平成二十六年国土交通省告示第千百五十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県二本松市西新殿
字古屋敷　二二番　一号及び二号
字行人壇　一番一　三号
字後沢　九番二　四号から八号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大石沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県石川郡平田村大字上蓬田
字上宿　二七番　一号
二二番　三号
二〇番　四号から六号まで
字舘ノ前　五一番　二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下平沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県いわき市渡辺町松小屋
字宮沢　一八番　一号
一七番　二号
六番　六号
三番　七号
二番二　八号及び九号
字大平作　三番五　三号及び四号
三番一　五号

○国土交通省告示第七百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十八年五月十一日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大畑瀞

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成二十七年国土交通省告示第九百二十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県吉野郡十津川村大字永井
九八番　一号
九五番　二号
九二番　三号及び四号
一六番地先道路敷　五号
六番　六号
三番　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
文殊川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県生駒市小倉寺町
五三二番　一号、九号及び二十三号から二十五号まで
五三九番　二号から四号まで
五二八番　五号
五三〇番　六号及び七号
五三一番　八号
五三三番　十号から十三号まで
五四三番一　十四号から十九号まで
五四〇番　二十号及び二十一号
五四一番　二十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山田Ｂ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県天理市山田町
一五一八番一　一号及び二号
一五一五番　三号から七号まで
一六三一番　八号から十一号まで
一六三〇番　十二号
一六三二番　十三号
一六二七番　十四号及び十五号
一六四四番　十六号
一六一五番三　十七号

○関東地方整備局告示第二百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月十一日
関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
一号	神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎下九二番から同町湯本字山崎下一三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年五月十一日

○中部地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月十一日
中部地方整備局長　茅野　牧夫
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
安城市尾崎町豊阿弥四三番から同市尾崎町豊阿弥一番一まで	前	二一・一八～二一・七七	〇・一七三
	後	二一・三〇～二七・八三	〇・一七三

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○北海道開発局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月十一日
北海道開発局長　本田　幸一
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
江別市野幌末広町一六番五地内	前	二五・〇〇～二九・一九	〇・〇一六
	後	二五・〇〇～二六・五二	〇・〇一六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月十一日
北海道開発局長　本田　幸一
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岩見沢市岡山町二五六番五地内	前	一一八・五八	〇・〇一〇
	後	六四・五二～一一八・五八	〇・〇一〇

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部